

農地法第3条許可事務に係る標準処理期間について

錦町農業委員会では、農地法第3条許可事務に係る標準処理期間については、「行手法施行に伴う標準処理期間の目安（H6,9,16）」において、4週間とされていることを踏まえ目標を30日以内と定めましたのでお知らせします。